

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改革改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るために以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答) 地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答) 知多地方税滞納整理機構では、納税相談において、相手方の生活状況等も考慮した上で高額滞納案件や納税資力があるにもかかわらず納税していただけない方に対し、分割納付での対応等、地方税法の規定に基づき適切な滞納整理を行なっております。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえられた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 預貯金等の差押えを行なう場合については、地方税法に規定された差押禁止額相当分を控除した額を差押える等の配慮をしております。

また、生活保護受給等の理由による生活困窮者については、滞納処分の執行停止を行なうなどの対応を実施しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁重に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答) 生活保護における生活扶助費の引き下げについては、各世帯へお知らせの文書を送付したり、個別に説明を行ったりしているところです。また、不足分を市独自の何らかの援助で補うということは考えておりません。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答) 生活保護基準を参照している国の制度は影響が及ばないように対応されておりまして、市といたしましても国の対応に合わせ影響が出ないように対応してまいります。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答) 警察官OBの配置は行っておりません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答) 生活保護における申請権の生存権の保障は大切なことであると認識いたしております。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行うことによって多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員を養成していくことが重要であると考えております。市といたしましても今後、相談支援員、就労支援員の配置等を検討し、必要に応じて組織の充実を図ってまいります。

2. 安心できる介護保障について

★(1) 介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答) 基金の取り崩しも含め、現在検討中です。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 検討中です。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機

者を早急に解消してください。

(回答) 保険料とのバランスを考え、計画的に整備する予定です。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答) 本市には中学校が6校、小学校が12校ございますが、地域包括支援センターは同規模のものを2箇所設置しております。今後の高齢化の進み具合に応じて設置基準を調整してまいります。また、センターへの委託は知多北部広域連合を通じて行っておりますが、委託料を高齢者人口に応じて配分すると共に、高齢者人口増に伴い委託料の引き上げを行っております。現在、市が直営で運営することは考えておりませんが、センターの職員が責任をもって働き続けられるよう今後も努力してまいります。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答) 研修について、適宜開催しています。

★(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

(回答) 平成29年度からの実施に向けて、今後検討していきます。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

(回答) 平成29年度からの実施に向けて、今後検討していきます。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

(回答) 平成29年度からの実施に向けて、今後検討していきます。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) ひとり暮らし、高齢夫婦への支援として、介護認定を受けている方で希望者については配食サービスでの安否確認を実施し、それ以外の方については①家具等転倒防止器具の取付(ひとり暮らしのみ)②あんしん電話(携帯含む)の設置③安否確認(ひとり暮らしのみ)④高齢者あんしん見守り登録⑤救急医療情報キット配布などの生活支援を行っております。今後も生活支援施策の充実に努力してまいります。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答) 外出支援として、要介護認定3以上の方や身体障害者3級以上、療育手帳の所持者の方には、初乗り料金を補助する福祉タクシー券(年間24枚)を交付しています。また、それ以外として市内全域をまわる地域巡回バスも運行しており、今後更に利便性が向上するようルート及びダイヤの見直しを実施しております。併せて、近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(回答) 市内には21の敬老の家及び2の健康交流の家があり、老人クラブの会員のかたなどが、レクリエーション活動等に利用されています。なお、本年度につきましても「健康」「交流」の拠点施設として、また、地域の高齢者の「居場所」として「健康交流の家」を建設中であります。さらに、活動面でも、寝たきりにならないことを目的とした介護予防教室や、社会福祉協議会が実施しているサロンやゴムバンド運動、認知症予防啓発事業があります。これら以外にもNPO法人等の活動もあり、これからも、多面的な福祉施策の充実に努力してまいります。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 現在、市内には生活援助員を配置したシルバーハウジングが県営住宅2箇所に27戸ございます。今年度、県営清水住宅の建替えに伴い、シルバーハウジング住宅8戸が新たに整備されております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては週7日の昼食・夕食を実施しております。今年度から自己負担額を見直し、減額しました。住民税の課税状況に応じて、費用負担額が異なります。世帯合計の所得が80万円以下の方は、1食300円となり、それ以外の方は、1食470円です。今後も近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。ふれあい会食に替わるものとしては、誰でも参加できるサロンを各地域で実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答) 住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度につきましては、既に実施しております。

高額介護サービス費の受領委任払い制度につきましては、広域の構成市町と介護事業所との調整が必要となるため実施の目途がたっておりませんので、現在は、償還払いとなっております。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答) 普通障害者に対しては、平成21年度分確定申告から障害者控除の対象となります。特別障害者については、すでに実施済みです。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答) 全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように勧奨通知を送付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 東海市は、県の助成制度以外、子ども医療の中学生通院など市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、助成内容の縮小は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 東海市は、平成23年12月1日より中学生の通院現物給付を開始し、市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 東海市は、平成23年10月1日より精神手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成を開始し、市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、ご了承ください。

後期高齢者福祉医療制度の拡大については、東海市特定疾病認定患者、ひとり暮らし高齢者等も対象としており、現時点では、県の福祉医療制度の対象範囲を超えた助成をしておりますので、これ以上の拡大は考えておりません。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答) 本市では、平成21年度から産前14回について補助を行っております。産後1回の補助については平成19年度から実施しています。

公費負担となる健診項目については、県下統一の仕組みで実施しており、妊娠届出前の初回については把握と実施が不可能でございます。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下との世帯までとしてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答) 今年度は生活保護基準の見直しが行われた際に、各方面から就学援助を受けている世帯に影響がないように措置をとるよう指示があつたため、認定基準を生活保護基準の1.3倍未満に変更しました。対象基準及び支給内容につきましては、近隣市町村の状況から考えて適正であると考えます。

年度途中でも申請できることは、ホームページにて周知をさせていただいております。また転入者や経済的にお困りな方には、その都度学校から案内するように徹底しております。

- ③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

(回答) 学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校給食法第16条に規定する保護者)の負担となっておりますので、給食費を無料にはできません。

なお、本市においては、給食費未納といえども給食を食べられない児童・生徒はありません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(回答) 本市の公立保育園については、保育の必要な児童に対応できるよう、施設整備を進めています。また、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)をもってその基準にするよう予定しており、その基準のもと適切に対応していきます。

5. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答) 国民健康保険制度の広域化は、国保会計をより強化するもので、現在検討されています。方針や内容については、決まりしだい国保加入者にとってどうなのかを検討していくたいと考えております。

- ★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 18歳未満の子どもを均等割の対象としないためには、他の被保険者の負担が増えることにつながること、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答) 減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながること、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9

以下」にしてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行しております。

なお、資格証明書の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しており、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯は、特別な事情と認めております。また、18歳年度末までの子どもさんについては、郵送にて一斉更新日までの保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答) 滞納のある方に、高額療養費などが発生した場合でも、状況を確認して給付を行っております。すべての給付に対して、制限を行うことはしておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答) 分納を定期的に行い、滞納額を減らしていくような世帯については、期間を延ばした短期証や正規の保険証を交付するようにしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。なお、生活保護基準については、国の指示により検討中。

また、制度については、市の広報に掲載、窓口においてご案内等を行うことにより周知を図っております。

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答) 現時点では、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答) 障害者の要望を尊重し支給決定しております。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答) 原則的には、通所・通学には利用できません。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の要望や必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答) 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答) 国の基準に基づき、障害福祉サービスを実施しておりますので、現時点では予定はありません。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答) 相談支援事業は、近隣2市2町で共同で実施しており、専門職員を配置して、きめ細かな相談支援が行えるよう努めているところでございます。従って、現時点では、国への要望、市単独の補助の予定はありません。

7. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増加し複雑化しているため、健康被害の面も考慮しなければなりませんので、定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。

今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町の状況等の情報収集に努め、予防接種事業を進めてまいります。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答) 高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月1日からの定期接種化に伴い、65歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額で接種できるよう調整中です。自己負担額は、これまで2,000円前後でしたが、1,080円で実施できるよう調整中です。

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答) 妊娠を希望する女性及び妊婦の夫については、上限10,600円で助成しており、ほとんど無料で接種できます。妊娠を希望する女性の夫については、上限5,000円を助成しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。

(回答) 国への要望の予定は、ありません。

- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度を

つくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

(回答) 年金制度については、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

(回答) 国庫負担の増額につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。(別添のとおり)

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答) 2点とも、国の動向を見ながら、機会をとらえ市長会などを通して要望したいと考えています。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

(回答) 研修会等を通して話をしていきたいと考えています。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

(回答) 長期入院の精神障害者の地域移行に向けた具体的方策については、厚生労働省において議論が進められているところですので、市から要望書を提出する予定はありません。

⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 处遇改善等につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

(回答) 国の定める生活保護法に準じた形で、市としましても適切に対応してまいりますので、現時点では、意見書・要望書の提出の予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 現時点では、県の動向を注視しているところでございます。要望書の提出の予定はありません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 県の助成制度以外、市単独事業として小中学生の通院現物給付をいたしておりまます。18歳年度末までの拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 精神障害者の方には経済的負担を軽減し、治療と社会復帰を目的に現在は、精神疾患にかかる医療費のみを助成しております。県の助成制度以外、市単独事業として精神手帳1級、2級所持者を対象に、全疾患の入通院医療費の助成をいたしております。これ以上の拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されています。法律の規定内容など後期高齢者福祉医療費助成制度とも、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 県の補助金の増額は、現在の東海市国保会計の状況では、大変ありがたいことありますが、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

(回答) 東海市においては、医療にかかる事項については医師会・歯科医師会・薬剤師会と協議をしながら進めております。市から要望書を提出する予定はありません。

以上